

## 大雨により被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置

2022年8月12日  
北陸電力株式会社

このたびの2022年8月3日からの大雨により被災されたお客さまには、心からお見舞い申し上げます。

地域に存立の基盤を置く当社といたしましては、災害救助法が適用された石川県金沢市、白山市、小松市、加賀市、野々市市、能美市、能美郡川北町、福井県南条郡南越前町およびその隣接市町村において、家屋損壊等の被害に遭われたお客さま等からお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、8月5日、経済産業大臣に認可申請し、本日、認可を受けましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象地域

##### (1) 2022年8月4日に災害救助法が適用された地域

石川県：金沢市、白山市、小松市、加賀市、野々市市、能美市、能美郡川北町  
福井県：南条郡南越前町

##### (2) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域

富山県：小矢部市、南砺市  
石川県：河北郡津幡町、河北郡内灘町  
福井県：坂井市、越前市、敦賀市、大野市、あわら市、勝山市、丹生郡越前町、  
今立郡池田町

#### 2. 特別措置の内容

別紙のとおり

以 上

別紙：特別措置の内容について

## 特別措置の内容について

## 【当社と電気のご契約をいただいているお客さま】

## ① 電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長

被災されたお客さまの2022年7月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるもの）に限ります。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村等においては、支払期日が隣接市町村等における災害救助法適用日〔隣接市町村等ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限ります。）、2022年8月分、9月分および10月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長します。

## ② 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、6か月間に限り申し受けません。

## ③ 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2023年2月末日までは申し受けません。

お客さまからのお問い合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-776453）

※受付時間 9～17時（土曜・日曜・祝日を除く）